

# かんたん マニュアル

2026.6.29. Ver.1.0



## 目次

事業化状況報告について ...1

システムで行う主な報告  
①事業化状況の考え方 ...2

③減価償却費の転記元項目  
④製品等情報の売上と原価  
⑥労働者名簿 ...3

補助金の返還に係る注意事項 ...4

## 事業化状況報告について

補助事業者は、採択された事業計画書に基づく補助事業の完了日が属する年度の終了後を初回として、以降5年間、事業化状況・知的財産権報告が必要です

報告が行われない場合には、交付規程第22条に基づき、補助金の返還及び加算金の納付が必要となる場合があります



申請は専用システムから(PC)

クリックでジャンプ

### 事業化状況報告システム

<https://houkoku.jigyousaikouchiku-kanri.jp/authority/logincompanies/>





スマートフォンはサポート対象外

## スムーズなお手続きのために

事業者様のご不明点は、システムやマニュアル等で解決できる場合が多くあります。  
お問い合わせの前に、必ず下記をご確認ください。

### ✓ ツールチップ

システム内の各項目の横にある  にカーソルを合わせると、その項目の説明が表示されます

(2) 従業員数 <b>必須</b> 	
(3) 総売上高 <b>必須</b>	役員は従業員数に含めない。 兼務役員は含めることが可能。
(4) 経常利益および営業利益 <b>必須</b>	



事業化状況報告システム入カマニュアル

事業化状況・知的財産権報告  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/jigyouka/#a03>



FAQ

よくあるご質問とその回答  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html#cat11>



補助金額確定後に関する動画

重要ポイントを動画で説明  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/movie.html#a04>

# システムで行う主な報告



本報告における補助事業とは、新たに取り組む事業として事業計画書に記載されている事業のことです。既存事業や事業計画に記載のない新規事業の事業化等の状況は含みません。ご注意ください。

1

## 決算書等の書類の提出

採択された事業類型や年度等により、事務局から他の書類の提出を依頼する場合があります

決算書



労働者名簿

または  
法人事業概況説明書



一部事業者（※）は  
原価報告書や  
賃金台帳等

※賃上げなどの数値目標を達成することを条件に、補助金の上限額や補助率が引き上げられた事業者

2

## 情報の入力

3

## 納付額の確認

決算書に基づく  
情報



補助事業  
での実績

入力情報から算出された  
本年度納付額の確認

※1円以上の場合、  
表示された金額の納付が必要です

システムでは下記①～⑧を順番に登録していただく必要があります



本資料では、問い合わせの多い①③④⑥について解説します

## ①事業化状況

## 事業化状況の考え方

システムでは

- ①補助事業の事業化の有無を選択
- ②「事業化有り」の場合は補助事業の売上計上と整合した段階を第1～5段階から選択します

事業化	段階	詳細	売上
無し	—	事業化なし	
有り	第1	試作や宣伝を行っている	無し
	第2	注文や契約が取れている	
	第3	1つ以上の販売やサービスの提供がされている	有り
	第4	継続的に販売をしているが 利益は出ていない	
	第5	継続的に販売をしており 利益が出ている	



補助事業の売上計上があれば、第1・第2段階を選択しない

### ③現在の取組状況

## 減価償却費の転記元書類と項目

製造原価報告書	作成している		作成していない
減価償却費(原価)	製造原価報告書内の減価償却費		0と記入
事業形態	個人事業主		法人
確定申告書の種類	青色申告決算書	収支内訳書	-
減価償却費 (販売費および一般管理費)	減価償却費 (18)	減価償却費 (13)	販売費及び一般管理費(内訳) 内の減価償却費

### ④製品等情報

## 製品等情報での売上と原価の考え方

#### ✓ 製品等情報登録



補助事業の売上を入力

販売金額 (売上額)

 円

✗ 会社全体の売上を入力

#### ✓ 原価算出表



原価報告書の作成有無により入力項目が異なります

項目	当該事業の原価	原価総額
A. 原材料費または売上原価	補助事業単体の 原価を入力	補助事業を含む 会社全体の原価 を入力
B. 外注加工費		
C. 労務費		
⋮		

#### Point

### 当該事業 = 補助事業

本報告における補助事業とは、新たに取り組む事業として事業計画書に記載されている事業のことです。既存事業や事業計画に記載のない新規事業の事業化等の状況は含みません。ご注意ください。

### ⑥損益計算書等

## 労働者名簿に関する留意事項

#### ✓ 従業員のフルネームは必須

- ※役員は名簿から除く(兼務役員は含めることが可能)
- ※従業員0人の場合は、その旨を記載した書類を添付

#### ✓ 会社名 (個人事業主は屋号等で関連が確認できること)

#### ✓ 報告年度 (報告年度の決算日時点であること)

氏名	性別	住所	従事する業務の種類	入社日	退職日
佐藤	--	--	--	--	--
■■					
⋮					

#### Point

上記の記載が無い場合、事務局から確認を求められることがあります

# 補助金の返還に係る注意事項

CHECK



補助金の一部または全部を返還していただく場合があります

## 01 収益納付 利益が一定水準を超えた場合



補助事業で導入した設備等を活用した結果、一定以上の利益が生じた場合、補助金の額を上限として、収益納付しなければなりません（事業化状況等報告の該当年度の決算が赤字の場合は免除されます）

算定に用いる  
データ

事業化状況報告システムに入力された  
補助事業に係る売上や費用、決算時の情報

正しい数値を入力して  
必ず確認してください

確認箇所

⑤ 本年度納付額

G  
本年度納付額

0

Point

本年度納付額が **1円以上であれば納付が必要**

	A	B	C	D	E	F	G		
補助事業に要した経費（税込み）	補助金確定額	補助事業の事業化に係る本年度売上額	補助事業の事業化に係る本年度取益額	控除額	本年度までの補助事業の事業化に係る累計支出額	基準納付額	前年度までの補助事業の事業化に係る事務局への累計納付額	本年度納付額	備考
999,999,999	9,999,999	9,999,999	999,999	999,999	9,999,999	0	0	0	

(単位：円)

## 02 要件未達 応募時に示した成長や、賃上げ等の目標を達成できなかった場合



- ✓ 対象：賃上げなどの数値目標を達成することを条件に、補助金の上限額や補助率が引き上げられた事業者（右図参照）
- ✓ 要件（目標）を満たさない場合、「引き上げられた分」の補助金を返還していただく場合があります

公募回	補助金の返還が必要となる対象の事業類型
1~5回	卒業枠、グローバルV字回復枠
3~9回	大規模賃金引上げ枠
10,11回	成長枠、グリーン成長枠 <b>の一部※</b>
12,13回	成長分野進出枠（通常類型/GX進出類型） <b>の一部※</b>

※補助率等の引上げ要件で採択を受けた事業者

ご注意

事業化状況等の報告を行わない事業者に対しては、補助金の返還等を求める場合があります

詳細は公式HPをご確認ください >>>

事業再構築補助金

